

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪					有罪に係る人員及び金額					
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金 人 員			金 額	
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	22	/	申告所得税
		11	14	25	22	-	-	-	3	24	24		23	1,089,500	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	/	法人税
		4	11	15	9	-	-	-	6	9	9		8	755,000	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	6	/	その他
		4	10	14	9	-	-	-	5	10	10		10	581,000	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	28	/	合 計
		19	35	54	40	-	-	-	14	43	43		41	2,425,500	

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 -	第 159 条	外 -	ほ脱犯規定	外 -
	22		9		9
第 244 条	外 -	第 164 条	外 9	両罰規定	外 4
	-		-		-
合 計	外 -	合 計	外 9	合 計	外 4
	22		9		9

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税					揮 発 油 税			地 方 道 路 税	石 油 ガ ス 税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯		計	ほ脱犯	秩序犯			計
			酒 類 造 者	酒 類 販 売 者													
要件 処 理 数	前年度から 繰越処理未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から 繰越処理未 済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	80	80	-	80	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

調査対象等： 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油 石炭 税			たばこ 税			たばこ 特別 税	取引所税	印紙税	航空機 燃料 税	電源開発 促進 税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越 処理未済	要件 処 理 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 理 数	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	検 挙	処 理 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
処 理 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 処 分	処 理 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
告 発 数	収 税 官 吏 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏 そ の 他	告 発 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不 問 処 分 数	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	不 問 処 分 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通 知 処 分 数	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	通 知 処 分 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不 告 発 数	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	不 告 発 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 分 前 減 数	処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減	処 分 前 減 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
本 年 度 未 済 件 数	本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	本 年 度 未 済 件 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
犯 則 に 係 る 額	犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	犯 則 に 係 る 額
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,885		
通 告 処 分 額	通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	通 告 処 分 額	通 告 処 分 額
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,070		

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯				計	
		酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		通告処分
		外	-	-	2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		計
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	
	通告後消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後消滅	
	通告履行	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告履行	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
通告履行罰科金額相		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額相
		外	-	-	80	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80		
		外	-	-	220	220	1,850	-	1,850	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,070		

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの							
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者																
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額					
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 ¹ ₁	324	-	15	外 ¹ ₁	324	-	15	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 ¹ ₁	15,807	-	-	外 ¹ ₁	15,807	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 ² ₂	16,131	-	15	外 ² ₂	16,131	-	15	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	2	第15条第1項第1号	2	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-	第17条第1項	-	第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	第26条第2号	-	第30条第2号	-
第29条第2号	-			第30条第2号	-	第26条第3号	-	第30条第3号	-
第29条第3号	-			第30条第3号	-	第26条第4号	-	第30条第4号	-
第29条第4号	-			第30条第4号	-				
第31条第1項	-								
合計	2	合計	2	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第25条第1号	-	第21条第3号	-		
				第25条第2号	-				
				第25条第3号	-				
				第25条第4号	-				
				第26条第1号	-				
				第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。